

## 畑作物の直接支払交付金を申請する皆様方へ

面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするもので、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。

その年の対象作物の単収が「**地域(市町村別等)の基準単収**」を大きく下回った(2分の1未満)場合、低単収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。

経営所得安定対策等交付金交付申請書の畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請欄で「する」を選択した場合、数量払と面積払の両方の交付申請を行ったものとみなされます。

なお、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等  
は行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

**適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。**

● 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等

● 被害状況がわかる書類等

(1) 地域の基準単収を大きく下回ること

になった要因を裏付ける書類(農作物共済の支払書類等)

(2) 被害状況や対策及び改善措置を施したことが分かるほ場の写真等

※写真の場合、撮影年月日等のわかるものが望ましいです。



### ! 自然災害等の合理的な理由として認められないケース

※合理的な理由が確認できない場合、面積払交付金は返還又は不交付となります。

- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない
- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない

#### 【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局宮城県拠点

地方参事官室(経営所得担当)

電話022-221-1105 FAX022-217-4180



**市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。**

# 畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和6年産)

## 【宮城県】

(単位:kg/10a)

市町村名	小麦(秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね
	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収
仙台市	304		255		136	34	14
石巻市	420		343		182	44	
塩竈市					66		
気仙沼市	405		327		87	25	
白石市	278		327		72	20	14
名取市	405		351		135	26	14
角田市	282		379		84	17	14
多賀城市					122	23	
岩沼市	405		327		138	22	14
登米市	365		240		189	37	14
栗原市	405				129	22	14
東松島市	411		343		173	18	
大崎市	421		327		174	19	33
富谷市					75	11	
蔵王町	405		327		87	26	14
七ヶ宿町					99	56	
大河原町			444		113	23	14
村田町	174		378		87	21	
柴田町			302		85	18	
川崎町	405		304		88	26	
丸森町			327		75	15	
亶理町	405		327		112	22	
山元町					98	18	
松島町	350				104	18	14
七ヶ浜町					124		
利府町					99	23	
大和町	223		129		93	16	
大郷町			327		118	14	
大衡村	193		327		82	26	
色麻町					153	23	
加美町	350		327		162	18	
涌谷町	404		416		169	23	
美里町	431				196	20	
女川町					155		
南三陸町	405				92	15	
上記以外の市町村 の基準単収	405	310	327	276	155	23	14

(注) 「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。